

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則を次のように改正する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正を行う必要による。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

#### 藤沢市教育委員会規則第4号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年教育委員会規則第  
7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「指導主事を」の次に「，生涯学習課に地域支援担当主幹を」を  
加える。

別表第2中

「

教育指導課長又は教育 文化センター長
-----------------------

」  
を  
「

教育指導課長，教育文化 センター長又は学校教育 相談センター長
---------------------------------------

」  
に改める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行												
<p>(事務局における職)</p> <p>第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を, 図書館に館長を, 課に課長を, 教育指導課に指導主事を, <u>生涯学習課に地域支援担当主幹を置く。</u></p> <p>2 必要により, 部及び担当に担当部長及び参事を, 課及び図書館に主幹, 課長補佐, 主幹補佐, 指導主事, 上級主査, 主査, 上級班長, 主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第 1 の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は, それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p>別表第 2(第 5 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="266 995 1050 1187"> <thead> <tr> <th>指揮監督者の職</th> <th>職</th> <th>職の総称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育指導課長, 教育文化センター長又は学校教育相談センター長</td> <td>指導主事</td> <td>課長補佐等</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則(平成 21 年教委規則第 4 号) この規則は, <u>平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	指揮監督者の職	職	職の総称	教育指導課長, 教育文化センター長又は学校教育相談センター長	指導主事	課長補佐等	<p>(事務局における職)</p> <p>第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を, 図書館に館長を, 課に課長を, 教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により, 部及び担当に担当部長及び参事を, 課及び図書館に主幹, 課長補佐, 主幹補佐, 指導主事, 上級主査, 主査, 上級班長, 主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第 1 の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は, それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p>別表第 2(第 5 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 995 1917 1187"> <thead> <tr> <th>指揮監督者の職</th> <th>職</th> <th>職の総称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育指導課長又は教育文化センター長</td> <td>指導主事</td> <td>課長補佐等</td> </tr> </tbody> </table>	指揮監督者の職	職	職の総称	教育指導課長又は教育文化センター長	指導主事	課長補佐等
指揮監督者の職	職	職の総称											
教育指導課長, 教育文化センター長又は学校教育相談センター長	指導主事	課長補佐等											
指揮監督者の職	職	職の総称											
教育指導課長又は教育文化センター長	指導主事	課長補佐等											